

土壌医資格登録制度と土壌医の会組織運営改正のポイント

一般財団法人 日本土壌協会

平成 27 年度は土壌医検定試験が開始されてから 4 年目を迎え、平成 24 年度に土壌医資格登録をされた方については本年度中に研修会等に参加することなどが登録延長のために必要となります。

一方、研修会等研鑽の場の拡大を図るために組織化を推進してきた「地域土壌医の会」は現在 1 ケ所(沖縄土壌医の会)のみしか結成されておらず、組織化が進んでいない状況です。

そのため、早急に土壌医資格登録者が登録更新しやすいような制度や土壌医の会が組織化しやすい仕組みに改善していく必要があります。

また、これまでも登録更新に関する問い合わせが多くありましたが、本年度は特に当協会に寄せられる件数も多くなると考えられます。現在、登録期間延長の対象メニューが少なく、提案案件については個別に協議することとなっており、今後、公平性、透明性の観点からメニューを明確にするなど改善が必要な点もあります。

こうしたことから、これまでの仕組みを大幅に見直すこととし、従来の「土壌医の会と情報交流に関する要綱」に代わるものとして「土壌医の会に関する要綱」と「土壌医資格登録と継続研鑽に関する要綱」の 2 種類を新たに策定いたしました。

— 制度見直しの視点と改善内容のポイント —

◆土壌医資格登録と登録更新制度

(改善目標) 資格登録が更新しやすく信頼性の高い土壌医資格登録制度

(主な改善内容)

- ◆研鑽機会や研鑽メニュー等の増加(自己研鑽もメニュー化等)
- ◆資格登録が更新しやすくする登録有効期間の設定(登録有効期間更新後 3 年間等)
- ◆継続研鑽実績評価の公平性、客観性の確保(継続研鑽(CPD)単位制の導入等)
- ◆登録されている方に対する暫定措置の導入(既存の登録更新対象方式も併用等)

◆土壌医の会の組織化

(改善目標) 組織化しやすく会員が参加しやすくするための土壌医の会

(主な改善内容)

- ◆土壌医の会の種類の増加(企業、団体が中心となる事業体土壌医の会を認可組織に追加等)
- ◆入会しやすい会費と土づくりの輪の拡大(正会員に会費の安い「土づくりとエコ農業」ウェブサイト閲覧会員を設定、準会員は会費無料)

改正の主な内容

土壌医資格登録と登録更新制度の改正

1. 研鑽機会や研鑽メニュー等の増加と申請手続きの明確化

土壌医の会の組織化推進のため、新たに事業体(企業、団体)を主体とする土壌医の会を認可対象(後述の「土壌医の会の組織化」参照)とするとともに、会員以外の資格登録者にも配慮した研鑽メニューの拡大を図りました。

また、土壌医の会の会員以外の資格登録者の研鑽実績の協会への申請手続きについては、これまで明確でありませんでした。個人申請の受付手続きを明確化しました。

なお、協会としても資格登録者向けの研修会を今後より多く設けてまいります。

(1) 研鑽認定メニューの拡大

◆研修会等への参加や講師等のみではなく、他分野の継続研鑽制度を参考に自己研鑽として雑誌の定期購読、読后感想レポートの提出(土づくりアドバイザーのみ対象)を取り入れるとともに、土づくり実践等の成果レポート、表彰事業での受賞等も新たに加えました。(「土壌医資格登録と継続研鑽に関する要綱」参照)

(2) 個人の資格登録者の研鑽実績申請手続きの明確化

◆資格登録を更新するために行う研鑽実績の協会への申請手続きを明確化しました。(「土壌医資格登録と継続研鑽に関する要綱」参照)

2. 資格登録が更新しやすくする登録有効期間の設定

これまで資格登録の猶予期間である 3 年目以降は毎年、研修会等への参加、その講師等や原稿掲載が 1 回以上あれば 1 年延長することとじていましたが、長期間の海外出張等個人の事情で毎年研修会等に参加することが困難な場合があります。こうしたことから、他分野の継続研鑽制度を参考に 3 年間の登録有効期間内に一定の研鑽実績を積み上げれば登録更新ができるように改正しました。

(1) 登録有効期間を 3 年に設定しその間に必要な研鑽実績があれば登録を更新

◆研鑽実績を申請し資格登録が更新された者については、次の資格登録更新は 3 年間にトータルとして一定の研鑽実績があれば登録更新を認めることとしました。(「土壌医資格登録と継続研鑽に関する要綱」参照)

(2) 継続研鑽の個人別実績が確認できるウェブ閲覧体制を整備

◆3 年間の研鑽実績の進捗状況を各人が確認し、今後の研鑽実施計画に反映できるように、

4.資格登録されている方に対する暫定措置の導入

資格登録更新の研鑽のあり方を大幅に見直したことから、円滑に新制度に移行させるため、平成 25 年度～27 年度に資格登録された方に限っては当面、次の登録更新の時期までは暫定的な措置を行います。

(1)登録更新の 3 年間の最低 CPD (研鑽実績)単位数を取得しやすい単位数に設定

◆新たな登録有効期間における研鑽実績(CPD 単位実績)について 3 年間で 30 単位としました。(他分野の必要 CPD 単位と比較して 30 単位は低いので、望ましい CPD 単位も合わせ示しました。これに近づけるよう土壌医の方が率先して努力する必要があります。)

(「土壌医資格登録と継続研鑽に関する要綱」参照)

なお、次回以降の登録更新後の 3 年間に必要な単位数を望ましい単位数(50 単位)にするかどうかについては、今後の土壌医の会の結成状況等を見ながら判断する予定です。

(2)既存の登録更新対象方式も併用

◆既登録者(平成 27 年度登録含む)は次回登録更新の時期まではこれまでの方式も可能とします。したがって、今後 3 年間にトータルで 30 単位を取得するか又は今後 3 年間、毎年研修会への参加などを 1 回以上行うことが次回登録更新の要件となります。

(3)既存登録者の平成 26 年度までの研鑽実績は登録更新の対象に認定

◆既に登録されている方で、当協会が主催、事務局となった研修会、講演会、シンポジウムに参加されたり、「土づくりとエコ農業」へ掲載されている方はその研鑽実績を登録更新のカウント対象とします。

なお、協会以外の機関の土づくり推進の講演会の講師等となり、本人からその案内文等確認できるものが添付されて申請があった場合には実績として対象にします。

また、こうした継続研鑽の個人別実績は今後、協会の土壌医資格登録者専用ウェブサイト登録番号別に閲覧できるようにします。

※参考 「継続研鑽(CPD)の制度とは」

欧米では専門職のために「Continuing Professional Development(略して CPD) :継続研鑽」という継続的に技術の向上を図るプログラムが幅広く行われてきております。CPD とは、技術者が継続的に自己研鑽することを意味します。日本でも医師、コンサルタントなどの団体ではこの制度をいち早くから取り入れて実施しております。

近年、我が国でも各分野の技術者とも最新の技術や知識を継続的に習得し、自己の能力の維持・向上を図ることが益々求められております。また、技術者の社会的責任は益々重みを増しております。

こうしたことから、近年、建築士法、技術士法等技術者の国家資格制度において継続研鑽に努めなければならないという規定が法律に盛り込まれるようになりました。また、公認会計士法等事務関係の国家資格においても継続研鑽が義務化されてきております。

こうした中で、建設関係、測量関係、造園関係、森林分野等様々な専門分野で CPD 単位認定制度が構築されてきております。CPD 単位認定制度は技術者の自己研鑽を行う努力を支援し、その結果について第三者が証明を行うものです。CPD 単位認定制度は国家資格や民間資格の技術者のみならず広く技術者の知識、技術力の評価が見えるようにするためにも導入が進められております。

また、土壤医資格登録制度と同様、資格登録の更新要件として最低必要な CPD 単位を定めている民間の資格試験制度もいくつか見られます。

さらに、業務推進の面でも、建設、土木などの各行政機関の入札や国際技術協力の分野でも技術者の CPD 単位実績の活用が進んできております。

土壤医の会組織運営の改正

1. 土壤医の会の種類の増加

(1) 事業体土壤医の会を認可対象として追加

◆これまで、概ね都道府県の範囲に在住する会員から構成される地域土壤医の会は、地域在住の資格登録者の連絡先が個人情報の問題から不明であること、土壤医資格登録者が所属している組織と業務上連携、協力しにくい組織があること等が組織化を難しくしていました。

こうしたことから、企業、団体組織が中心になって関係する企業、公的機関、農家等の会員によって構成される事業体土壤医の会を新たに認可対象として追加することとしました。事業体土壤医の会の活動範囲は概ね数県にまたがることが想定されます。（「土壤医の会に関する要綱」参照）

2. 入会しやすい会費と土づくり仲間の拡大

(1) 入会しやすい会費と入会のメリットの拡大

◆土壤医の会の年会費について資格登録者専用ウェブサイトでの機関誌の閲覧会員を設ける等安い会費のメニューも追加しました。（「土壤医の会に関する要綱」参照）

◆準会員については、今後、仲間を拡大する観点から会費を無料としました。（「土壤医の会に関する要綱」参照）

◆研鑽実績の申請等手続きの簡素化や料金面での土壤医の会会員のメリットを付与しました。（土壤医の会会員以外の資格登録者の申請手数料は有料）（「土壤医資格登録と継続研鑽に関する要綱」参照）

(2) 土づくり仲間の裾野拡大

◆土壤医の会の事業内容に土づくりの普及に関する活動を加えるとともに、土壤医の会

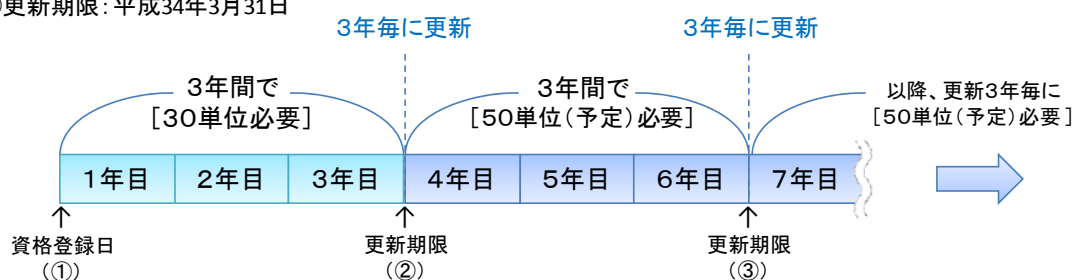
の参加者の裾野拡大を図るため、今後、土壌医検定試験を目指す等土づくりに関心を持つ準会員の会費を無料としました。（「土壌医の会に関する要綱」参照）

(参考)

土壌医資格登録者の登録更新のための必要 CPD 単位数(例)

例：平成28年4月1日に資格登録した場合（新規登録）

- ①資格登録日：平成28年4月1日
- ②更新期限：平成31年3月31日
- ③更新期限：平成34年3月31日



新制度以前に資格を登録された方について（既登録者）

登録から3年間経過した後（次回登録更新時）、登録を継続する場合は上記図の「1年目」からのパターンが適用されます。ただし、従来方式も可能とします。

例：平成25年6月1日に資格登録した場合（既登録者）

- ①資格登録日：平成25年6月1日
- ②更新期限：平成28年5月31日
- ③更新期限：平成31年5月31日

